

## 8. 調査等の手法

### (1) 大気等

#### 1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-1 に示すとおりである。

表 8-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①大気等の状況 ②気象の状況 ③地形及び地物の状況 ④土地利用の状況 ⑤発生源の状況 ⑥自動車交通量等の状況 ⑦大気等に関する法令等の基準	事業の実施に伴い発生する排出ガスによる大気等の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

#### 2) 調査方法

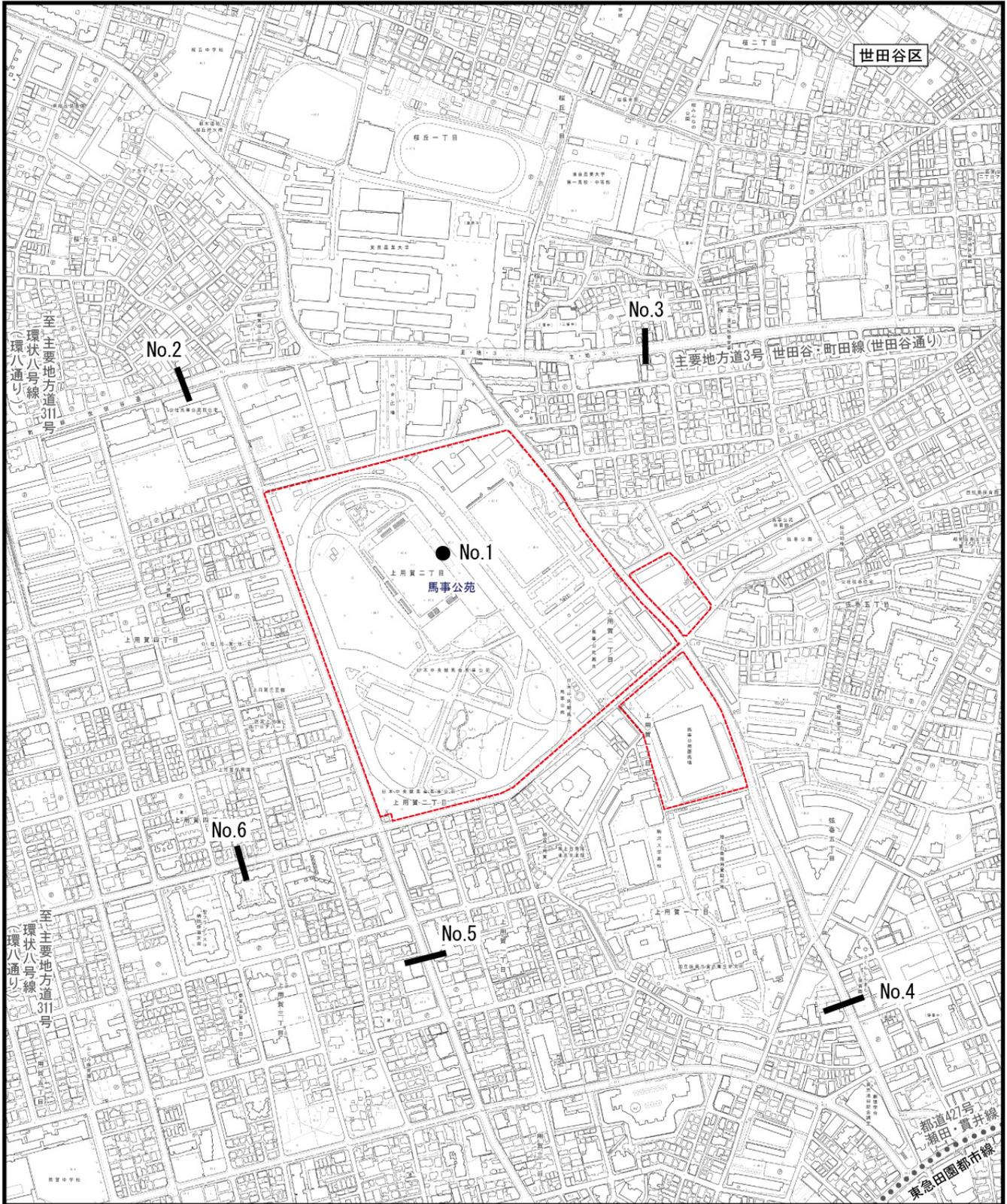
調査方法は、表 8-2(既存資料調査)及び表 8-3(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-1 に示すとおりである。

表 8-2 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①大気等の状況 ・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・一酸化炭素 ・浮遊粒子状物質(SPM) ・微小粒子状物質(PM2.5) ・オゾン又は光化学オキシダント ・ダイオキシン類 ・空間放射線量 等	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都)</li> <li>「世田谷区の大気汚染調査」(世田谷区)</li> <li>「環境放射線測定結果」(東京都)</li> </ul>	最新の資料等を参考とする。
②気象の状況 ・風向 ・風速 ・大気安定度 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「気象庁年報」(気象業務支援センター)</li> <li>「アメダス年報」(気象業務支援センター)</li> </ul>	
③地形及び地物の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形図」(国土地理院)</li> <li>「土地条件図」(国土地理院)</li> </ul>	
④土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑤発生源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑥自動車交通量等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通センサス 一般交通量調査結果」(東京都)</li> </ul>	
⑦大気等に関する法令等の基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境基本法」(平成5年法律第91号)</li> <li>「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)</li> <li>「環境確保条例」(東京都)</li> <li>「国際放射線保護委員会勧告」</li> </ul>	

表8-3 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①大気等の状況 ・二酸化窒素 ・浮遊粒子状物質(SPM) ・微小粒子状物質(PM2.5) ・オゾン ・空間放射線量	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地内の1地点(No.1)とする。(図8-1参照)	・二酸化窒素、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)及びオゾンについては、春季、夏季、秋季、冬季に各7日間の調査を実施する。 ・空間放射線量については、春季、夏季、秋季、冬季に各1日間の調査を実施する。	・「二酸化窒素に係る環境基準について」、「大気の汚染に係る環境基準について」、「微小粒子状物質に係る環境基準について」(公定法)に定める測定方法による。 ・「除染関係ガイドライン(環境省)」に定める方法に準拠する。
②気象の状況 ・風向 ・風速	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地内の1地点(No.1)とする。(図8-1参照)	大気等の状況の調査と同時に実施する。	「地上気象観測指針」(気象庁)に定める方法に準拠する。
③地形及び地物の状況	計画地及びその周辺	大気等の状況の調査と同時に実施する。	現地踏査による。
⑥自動車交通量等の状況 ・時間帯別、車種別、方向別交通量	計画地周辺道路の5地点(No.2、No.3、No.4、No.5、No.6)とする。(図8-1参照)	平均的な交通状況を示すと考えられる適切な時期の平日・休日とし、24時間調査を実施する。	数取計(ハンドカウンター)で車種別自動車台数をカウントし、1時間毎に記録する。



凡例

- 計画地
- 私鉄（地下）
- 大気等調査地点（No. 1）
- 断面交通量調査地点（No. 2～6）



Scale 1:7,500



図 8-1 大気等調査地点

(2) 生物の生育・生息基盤

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-4 に示すとおりである。

表 8-4 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①生物・生態系の賦存地の状況 ②地形・地質の状況 ③地盤等の状況 ④地下水の状況 ⑤植生の状況 ⑥気象の状況 ⑦土地利用の状況 ⑧災害等の状況 ⑨法令等による基準等	事業の実施や大会の開催に伴い生物の生育・生息基盤の地形、地質の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

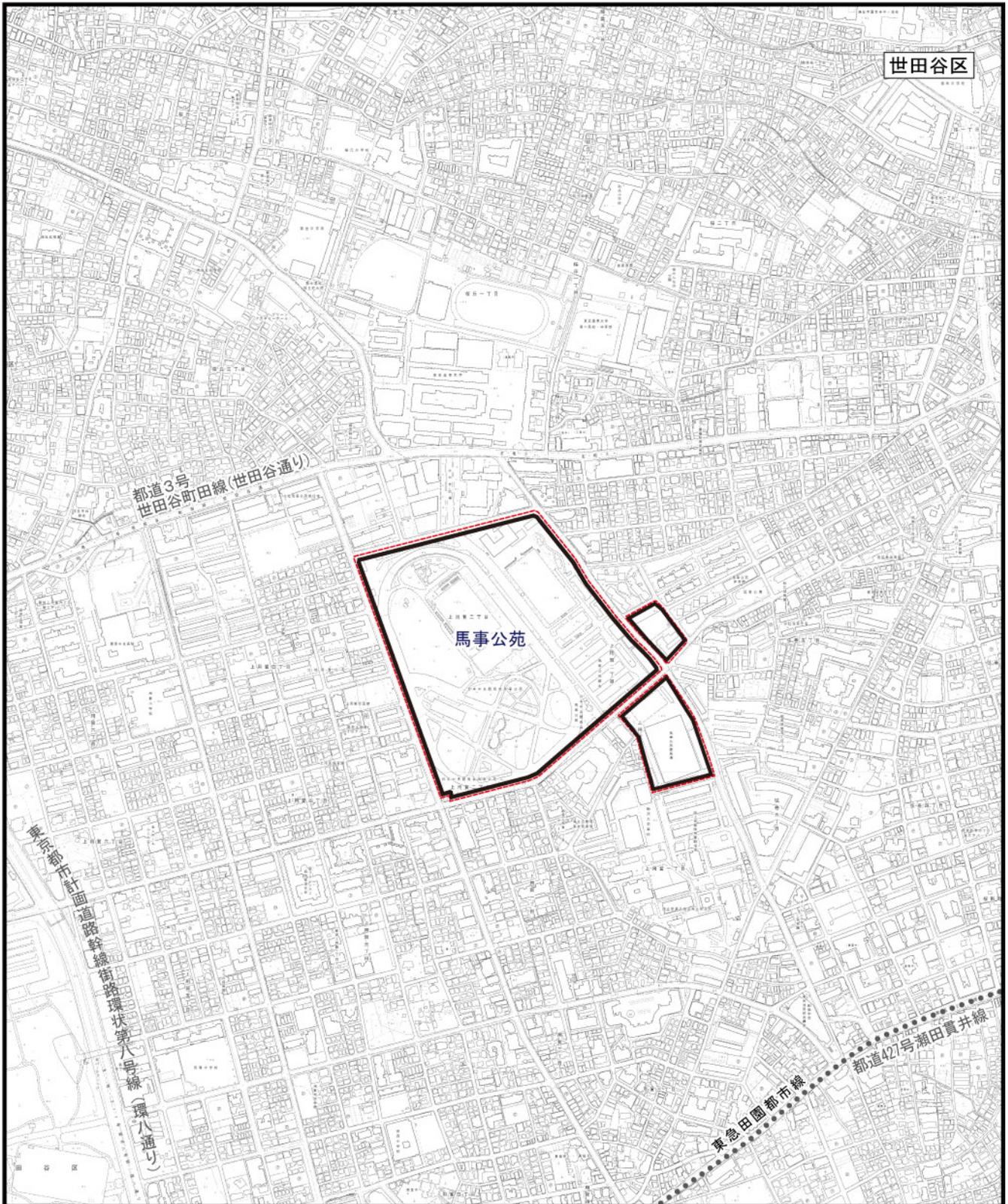
調査方法は、表 8-5(既存資料調査)及び表 8-6(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-2 に示すとおりである。

表 8-5 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①生物・生態系の賦存地の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都自然環境情報図」(環境庁)</li> <li>・「現存植生図」(東京都)</li> <li>・「自然環境情報 GIS」(環境省)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②地形・地質の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地条件図」(国土地理院)</li> </ul>	
③地盤等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都総合地盤図」(東京都土木技術研究所)</li> </ul>	
④地下水の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地盤沈下調査報告書」(東京都)</li> </ul>	
⑤植生の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> </ul>	
⑥気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気象庁年報」(気象業務支援センター)</li> <li>・「アメダス年報」(気象業務支援センター)</li> </ul>	
⑦土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑧災害等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害履歴図」(国土交通省)</li> </ul>	
⑨法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宅地造成等規制法」(昭和 36 年法律第 191 号)</li> </ul>	

表 8-6 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①生物・生態系の賦存地の状況	計画地とする。	夏の1季とする。	目視により観察する。
⑤植生の状況	計画地とする。	夏の1季とする。	現地踏査、航空写真の判読及び既存資料の整理により、植生図を作成する。



凡 例

- 計画地
- ..... 私鉄(地下)
- 調査対象範囲



Scale 1:10,000



図 8-2 生物の生育・生息基盤  
調査範囲

(3) 生物・生態系

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-7 に示すとおりである。

表 8-7 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①生物の状況 ②生育・生息環境 ③生態系の状況 ④土地利用の状況 ⑤法令等による基準等 ⑥東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い陸上植物の植物相及び植物群落の変化、陸上動物の動物相及び動物群集の変化、生育・生息環境の変化及び生態系の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

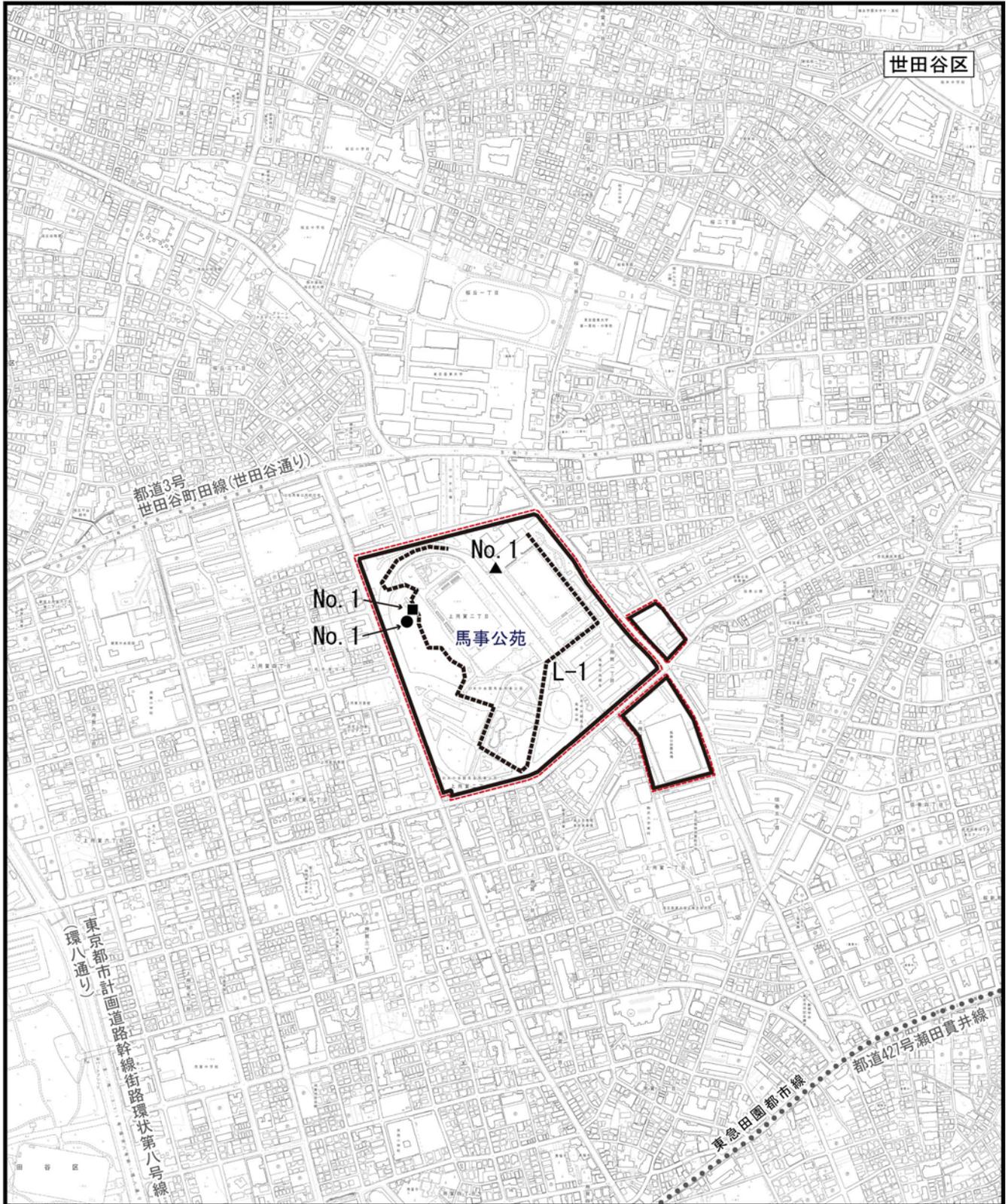
調査方法は、表 8-8(既存資料調査)及び表 8-9(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-3 に示すとおりである。

表 8-8 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①生物の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地条件図」(国土地理院)</li> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> <li>・「環境省レッドリスト」(環境省)</li> <li>・「レッドデータブック東京」(東京都)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②生育・生息環境		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地条件図」(国土地理院)</li> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> <li>・「気象庁年報」(気象業務支援センター)</li> <li>・「アメダス年報」(気象業務支援センター)</li> <li>・「大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都)</li> </ul>	
③生態系の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然環境保全基礎調査」(環境省)</li> </ul>	
④土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑤法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)</li> <li>・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)</li> <li>・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)</li> <li>・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)</li> </ul>	
⑥東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第 11 次鳥獣保護管理事業計画」(東京都)</li> <li>・「植栽時における在来種選定ガイドライン」(東京都)</li> </ul>	

表 8-9 調査方法 (現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①生物の状況 ・植物相 ・植物群落	計画地及びその周辺とする。(図 8-3 参照)	・植物相 春、初夏、夏、秋の四季とする。 ・植物群落 夏の二季とする。	・植物相 任意観察法 ・植物群落 現地踏査、航空写真の判読及び既存資料の整理により、植生図を作成する。
①生物の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・両生類・は虫類 ・昆虫類 ・クモ類	計画地及びその周辺とし、以下の地点とする。(図 8-3 参照) ・哺乳類 1 地点とする。 ・鳥類 1 定点、1 ラインとする。 ・昆虫類(トラップ) 1 地点とする。	・哺乳類 春、夏、秋、冬の四季とする。 ・鳥類 春、初夏、夏、秋、冬の五季とする。 ・両生類・は虫類 春、初夏、夏、秋、冬の五季とする。 ・昆虫類 春、初夏、夏、秋の四季とする。 ・クモ類 春、初夏、夏、秋の四季とする。	・哺乳類 任意観察法、トラップ法、夜間調査(バットディテクター)による。 ・鳥類 任意観察法、定点観察法、ラインセンサス法による。 ・両生類・は虫類 任意観察法による。 ・昆虫類 任意観察法、バイトトラップ法、ライトトラップ法による。 ・クモ類 任意観察法による。
②生育・生息環境	計画地及びその周辺とする。(図 8-3 参照)	夏の二季とする。	目視により観察する。



凡例

- 計画地
- 哺乳類トラップ地点
- ..... 私鉄(地下)
- ▲ 鳥類調査地点
- 調査対象範囲
- 鳥類ラインセンサス
- 昆虫類トラップ地点



Scale 1:10,000



図 8-3 生物・生態系調査地点

(4) 緑

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-10 に示すとおりである。

表 8-10 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

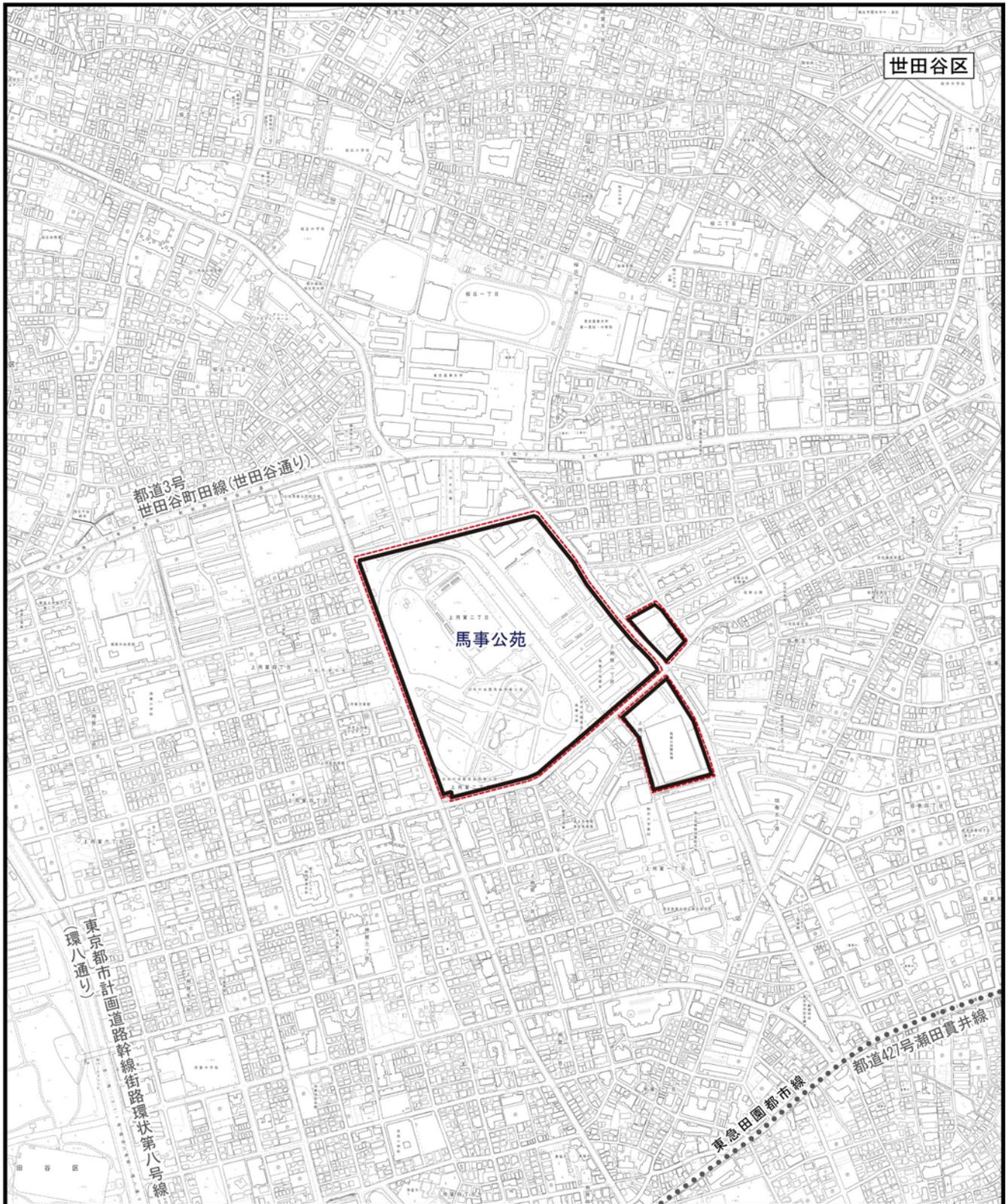
調査方法は、表 8-11(既存資料調査)及び表 8-12(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-4 に示すとおりである。

表 8-11 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①緑の状況	計画地及びその周辺地域	・「自然環境保全基礎調査」(環境省)	最新の資料を参考とする。
②生育環境		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院) ・「気象庁年報」(気象業務支援センター) ・「アメダス年報」(気象業務支援センター) ・「大気汚染常時測定局測定結果報告」(東京都)	
③土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「東京の土地利用」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
④法令等による基準等		・「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号) ・「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 216 号)	
⑤東京都等の計画等の状況		・「緑施策の新展開」(東京都) ・「植栽時における在来種選定ガイドライン」(東京都)	

表 8-12 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①緑の状況 ・植生等の状況 ・緑の量の状況	計画地とする。(図 8-4 参照)	夏の一角とする。	樹木の樹種・生育範囲及び生育状況を確認し、緑の量は、緑被面積に高木層の平均高を乗じて求める。



凡 例

- 計画地
- 私鉄 (地下)
- 調査対象範囲



Scale 1:10,000



図 8-4 緑調査範囲

(5) 騒音・振動

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-13 に示すとおりである。

表 8-13 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥騒音・振動に関する法令等の基準	事業の実施に伴い騒音及び振動の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

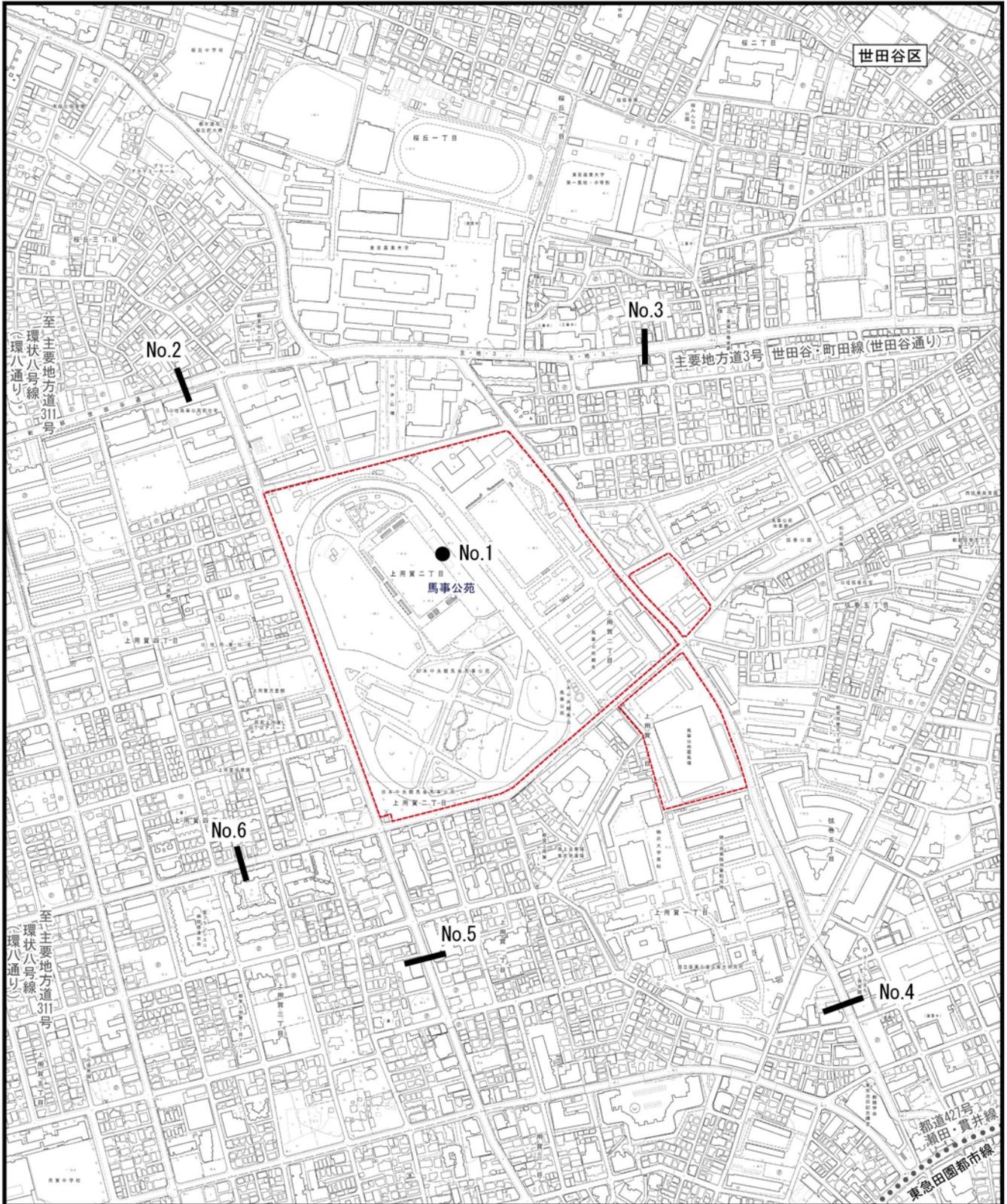
調査方法は、表 8-14(既存資料調査)及び表 8-15(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-5 に示すとおりである。

表 8-14 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①騒音・振動の状況	計画地及びその周辺地域	・「道路交通騒音振動調査結果報告書」(東京都)	最新の資料を参考とする。
②土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「東京の土地利用」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
③発生源の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
④自動車交通量等の状況		・「道路交通センサス一般交通量調査結果」(東京都)	
⑤地盤及び地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	
⑥騒音・振動に関する法令等の基準		・「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ・「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) ・「振動規制法」(昭和 51 年法律第 61 号) ・「環境確保条例」(東京都)	

表 8-15 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①騒音・振動の状況 ・一般環境騒音及び振動 ・道路交通騒音及び振動	計画地及びその周辺の土地利用状況を踏まえ、計画地内及び周辺道路沿道とする。(図 8-5 参照) ・一般環境騒音及び振動 1 地点(計画地内) ・道路交通騒音及び振動 5 地点(周辺道路沿道)	騒音及び振動の状況を代表する期間のうち平日と休日 1 日(24 時間)とする。	・騒音 「騒音に係る環境基準について」に定める方法とする。 ・振動 「振動規制法施行規則」及び「JIS Z 8735 振動レベル測定法」に定める方法とする。
④自動車交通量等の状況 ・時間帯別、車種別、方向別交通量	道路交通騒音・振動の状況の調査地点と同一とする。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	数取器(ハンドカウンター)を用いた方法とする。
⑤地盤及び地形の状況 ・地盤卓越振動数	道路交通振動の状況の調査地点と同一とする。	騒音・振動の状況の調査と同時に実施する。	「道路環境影響評価の技術手法」に示された方法とする。



凡例

- 計画地
- ..... 私鉄(地下)
- 一般環境騒音・振動調査地点(No.1)
- 道路交通騒音・振動及び地盤卓越振動数、断面交通量調査地点(No.2~6)



Scale 1:7,500

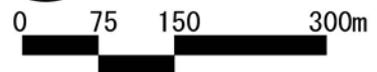


図 8-5 騒音振動調査地点

(6) 日影

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-16 に示すとおりである。

表 8-16 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①日影の状況 ②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況 ③既存建築物の状況 ④地形の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥植生等の状況 ⑦法令等による基準等 ⑧東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化、冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化、日照障害が生じる又は改善する住宅戸数及び既存植物に影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-17(既存資料調査)及び表 8-18(現地調査)に示すとおりである。

表 8-17 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①日影の状況	計画地及びその周辺地域	・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	最新の資料を参考とする。
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	
③既存建築物の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	
④地形の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「東京の土地利用」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
⑥植生等の状況		・「自然環境保全基礎調査」(環境省)	
⑦法令等による基準等		・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号) ・「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」(東京都)	
⑧東京都等の計画等の状況		・「東京都環境基本計画」(東京都)	

表 8-18 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
②日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況	計画地及びその周辺地域	日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査による。
③既存建築物の状況		既存建築物の状況を適切に把握できる時期とする。	
④地形の状況		地形の状況を適切に把握できる時期とする。	

(7) 景観

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-19 に示すとおりである。

表 8-19 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①地域景観の特性 ②景観資源の状況 ③眺望地点の状況 ④眺望景観の状況 ⑤緑視率の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦法令等による基準等 ⑧東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い主要な景観の構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化、代表的な眺望地点からの眺望の変化、圧迫感の変化及び緑視率の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

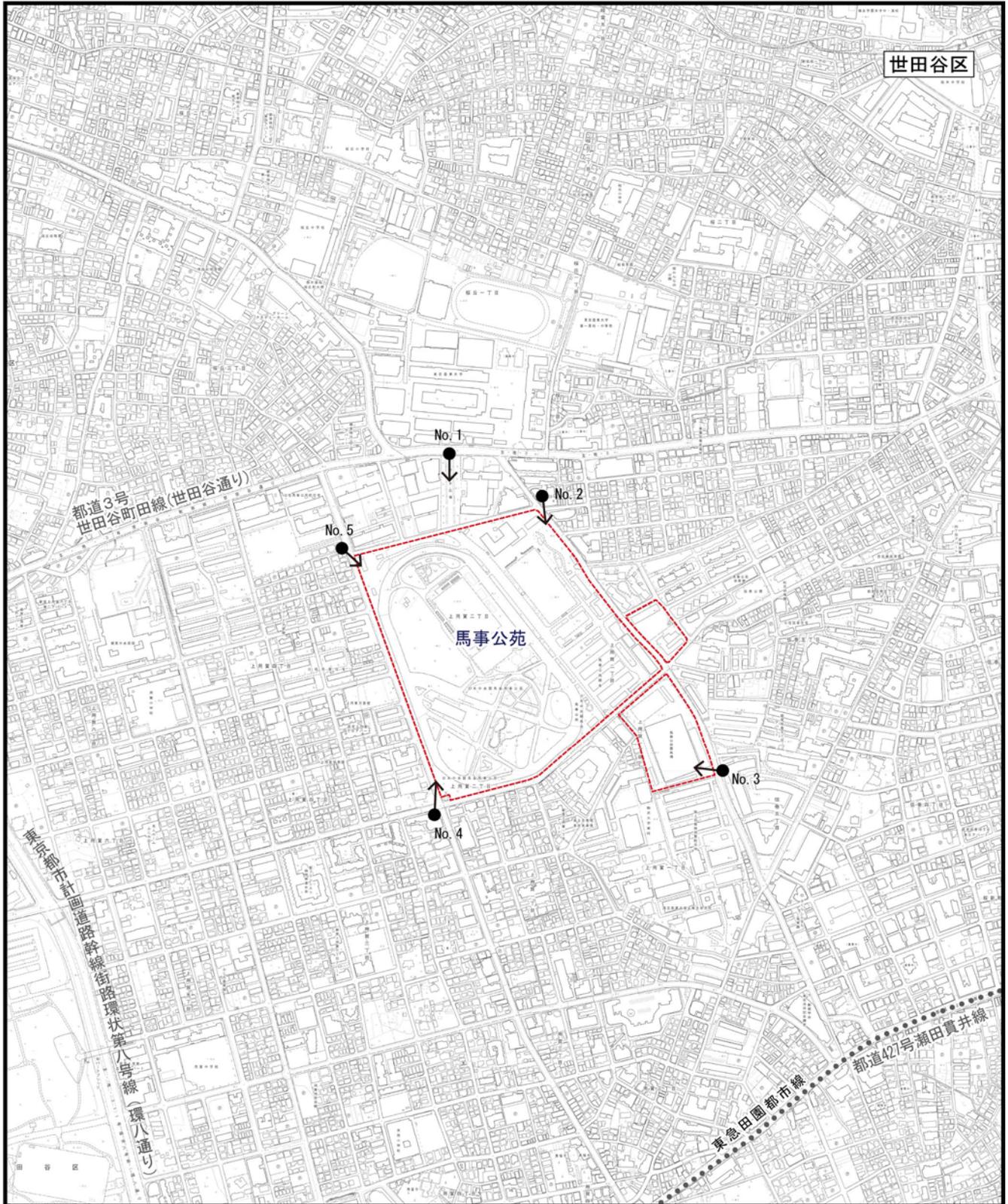
調査方法は、表 8-20(既存資料調査)及び表 8-21(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-6 に示すとおりである。

表 8-20 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①地域景観の特性	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「東京都景観計画」(東京都)</li> <li>「風景づくり計画」(世田谷区)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②景観資源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「東京都景観計画」(東京都)</li> <li>「風景づくり計画」(世田谷区)</li> </ul>	
③眺望地点の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> <li>「風景づくり計画」(世田谷区)</li> </ul>	
④眺望景観の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都景観計画」(東京都)</li> <li>「風景づくり計画」(世田谷区)</li> </ul>	
⑥土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑦法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「景観法」(平成 16 年法律第 110 号)</li> <li>「東京都景観条例」 (平成 18 年東京都条例第 136 号)</li> </ul>	
⑧東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都景観計画」(東京都)</li> <li>「東京の都市づくりビジョン(改定)」(東京都)</li> </ul>	

表 8-21 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①地域景観の特性	計画地及びその周辺とする。(図 8-6 参照)	地域景観の特性を適切に把握できる時期とする。	現地踏査による。
②景観資源の状況			
④眺望景観の状況	景観に影響を及ぼすと予想される範囲内の不特定多数の人の利用度や残留度が高い場所等の代表的な5地点とする。(図 8-6 参照)	眺望景観の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。
⑤緑視率の状況	景観に影響を及ぼすと予想される範囲内の不特定多数の人の利用度や残留度が高い場所等の代表的な5地点とする。(図 8-6 参照)	緑視率の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。



凡 例

- 計画地
- ..... 私鉄 (地下)
- 景観 (眺望計画) 調査地点 (No. 1 ~ 5)
- 写真撮影方向



Scale 1:10,000



図 8-6 景観調査地点

(8) 自然との触れ合い活動の場

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-22 に示すとおりである。

表 8-22 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

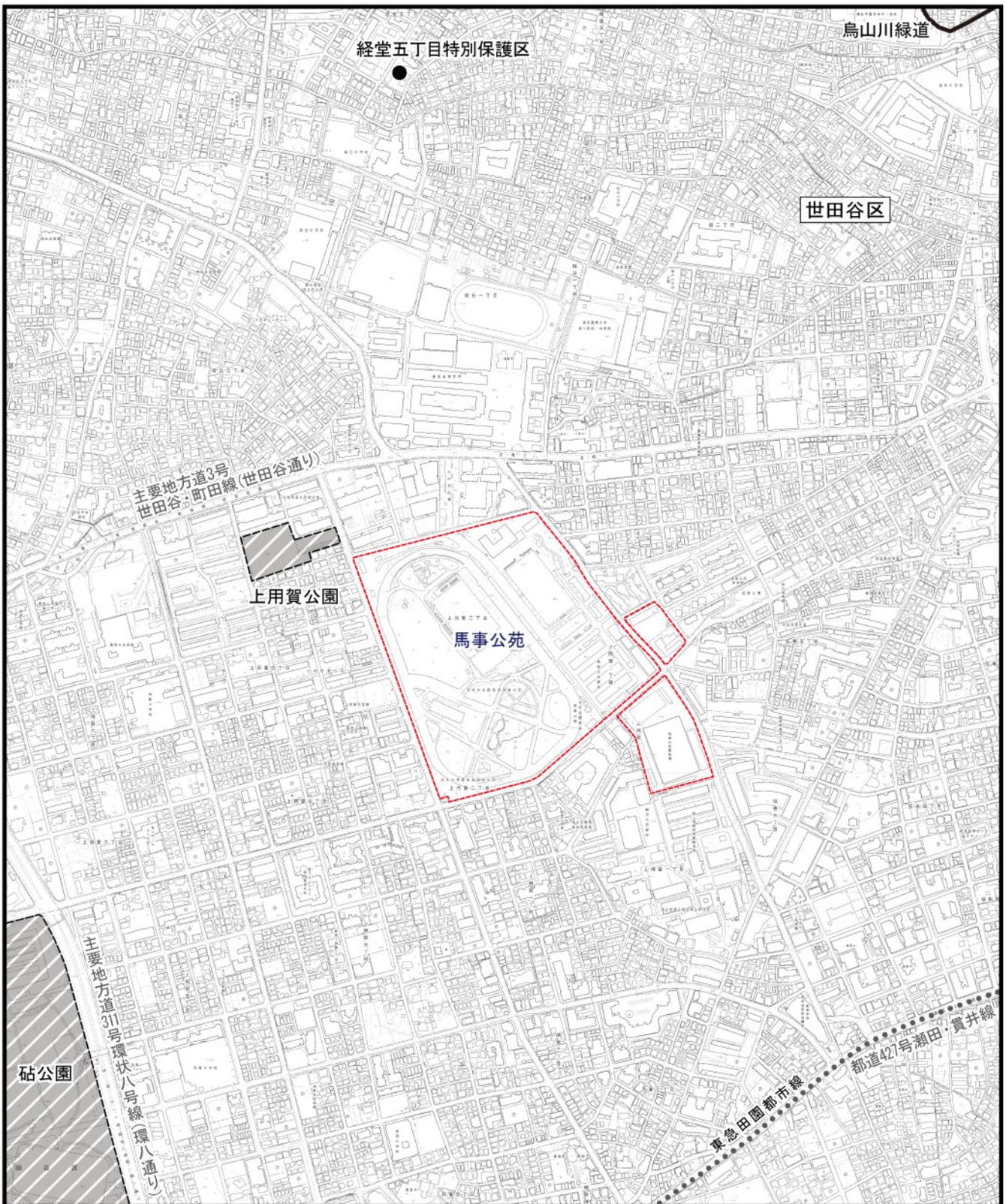
調査方法は、表 8-23(既存資料調査)及び表 8-24(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-7 に示すとおりである。

表 8-23 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①自然との触れ合い活動の場等の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「航空写真」</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②地形等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地形図」(国土地理院)</li> <li>「土地条件図」(国土地理院)</li> </ul>	
③土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
④法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市公園法」(昭和 31 年法律第 79 号)</li> <li>「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)</li> <li>「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号)</li> </ul>	
⑤東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「世田谷区都市計画マスタープラン」(世田谷区)</li> </ul>	

表 8-24 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①自然との触れ合い活動の場等の状況	計画地及びその周辺の自然との触れ合い活動の場とする。(図 8-7 参照)	春、夏、秋、冬の四季の平日・休日とする。	現地踏査及び写真撮影による。



凡 例

- 計画地
- 私鉄 (地下鉄)



Scale 1:10,000



図 8-7 自然との触れ合い活動の場  
調査範囲

(9) 歩行者空間の快適性

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-25 に示すとおりである。

表 8-25 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②施設の状況 ③歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準 ④歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る気象等の状況 ⑤法令等による基準等 ⑥東京都等の計画等の状況	夏季の気温上昇に伴い歩行者が感じる快適性への影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

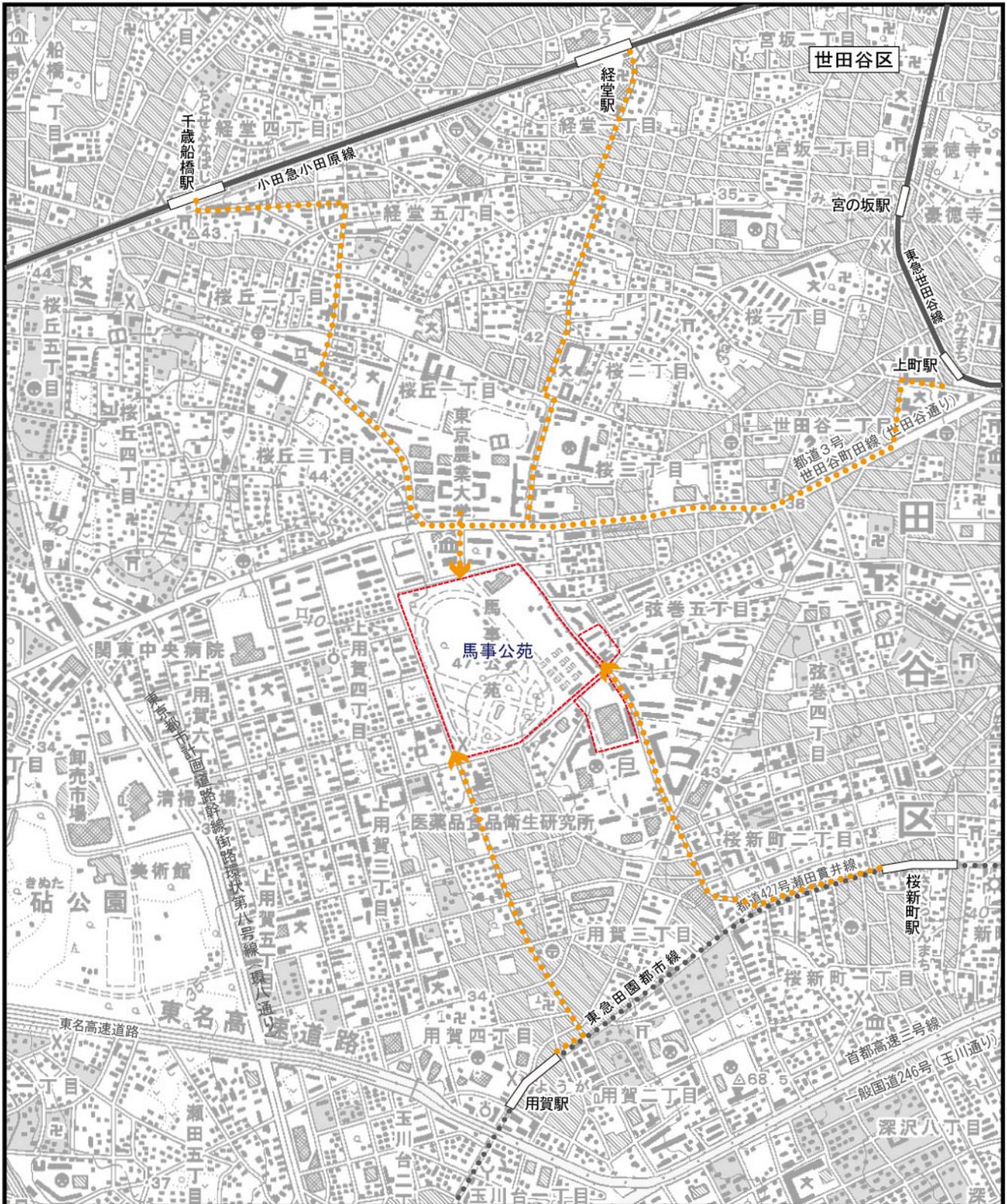
調査方法は、表 8-26(既存資料調査)及び表 8-27(現地調査)に、現地調査地点は、図 8-8 に示すとおりである。

表 8-26 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①緑の状況	計画地及びその周辺地域	・事業計画 ・関係機関等へのヒヤリング	最新の資料を参考とする。
②施設の状況		・事業計画 ・関係機関等へのヒヤリング	
③歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る基準		・「日常生活における熱中症予防指針」 (平成 25 年 日本生気象学会)	
④歩行者及びアスリートが感じる快適性に係る気象等の状況		・「気象庁年報」(気象業務支援センター) ・「アメダス年報」(気象業務支援センター)	
⑤法令等による基準等		・「都市緑地法」(昭和 48 年法律第 72 号)	
⑥東京都等の計画等の状況		・「東京都長期ビジョン」(東京都) ・「東京都ヒートアイランド対策ガイドライン」 (東京都)	

表 8-27 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①緑の状況	計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路の概況を考慮し、計画地及びその周辺とする。(図 8-8 参照)	緑の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。
②施設の状況	計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路の概況を考慮し、計画地及びその周辺とする。(図 8-8 参照)	施設の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）
- ← 歩行者動線



Scale 1:15,000



図 8-8 歩行者空間の快適性調査区間

(10) 水利用

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-28 示すとおりである。

表 8-28 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①水利用の状況 ②供給状況 ③雨水利用施設の種類の、構造等の状況 ④循環利用水の種類の、構造等の状況 ⑤節水方法の種類の、構造等の状況 ⑥東京都等の計画等の状況 ⑦法令等による基準等	事業の実施に伴い水の効率的利用への取組・貢献の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-29 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-29 調査方法 (既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①水利用の状況	設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②供給状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>「東京都下水道局事業概要」(東京都)</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
③雨水利用施設の種類の、構造等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
④循環利用水の種類の、構造等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
⑤節水方法の種類の、構造等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
⑥東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都長期ビジョン」(東京都)</li> <li>「水の有効利用促進要綱」(東京都)</li> <li>「雨水の利用の推進に関する基本方針」(国土交通省)</li> <li>「排水再利用・雨水利用システム計画基準」(国土交通省)</li> </ul>	
⑦法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「水循環基本法」(平成 26 年法律第 16 号)</li> <li>「雨水の利用の推進に関する法律」(平成 26 年法律第 17 号)</li> <li>「都市の低炭素化の促進に関する法律」(平成 24 年法律第 84 号)</li> </ul>	

(11) 廃棄物

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-30 に示すとおりである。

表 8-30 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①施設等での廃棄物発生状況 ②工事等に伴う廃棄物の状況 ③再利用・再資源化の状況 ④法令等の目的、方針、基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-31 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-31 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①施設等での廃棄物発生状況	設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・関連施設等へのヒヤリング</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②工事等に伴う廃棄物の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・「建設副産物実態調査結果」(国土交通省)</li> <li>・関連施設等へのヒヤリング</li> </ul>	
③再利用・再資源化の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・関連施設等へのヒヤリング</li> </ul>	
④法令等の目的、方針、基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)</li> <li>・「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)</li> <li>・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成12年法律第116号)</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)</li> <li>・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号)</li> <li>・東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)</li> </ul>	
⑤東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設リサイクル推進計画2014」(国土交通省)</li> <li>・「東京都資源循環・廃棄物処理計画」(東京都)</li> <li>・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(東京都)</li> <li>・「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都)</li> <li>・「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)</li> <li>・「東京都建設泥土リサイクル指針」(東京都)</li> <li>・「一般廃棄物処理基本計画」(東京二十三区清掃一部事務組合)</li> <li>・「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」(世田谷区)</li> <li>・「世田谷区清掃リサイクル条例」(世田谷区)</li> </ul>	

(12) エコマテリアル

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-32 に示すとおりである。

表 8-32 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①種類及び供給状況 ②施設等でのエコマテリアルの利用状況 ③工事等に伴うエコマテリアルの状況 ④東京都等の目標、方針、基準等	事業の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組み・貢献の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-33 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-33 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①種類及び供給状況	設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(閣議決定)</li> <li>「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都)</li> <li>「砕石等統計年報」(経済産業省)・</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②施設等でのエコマテリアルの利用状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関連施設等へのヒヤリング</li> </ul>	
③工事等に伴うエコマテリアルの状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関連施設等へのヒヤリング</li> </ul>	
④東京都等の目標、方針、基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)</li> <li>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(閣議決定)</li> <li>「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(東京都)</li> <li>「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(東京都)</li> <li>「東京都建築物環境計画書作成の手引」(東京都)</li> </ul>	

(13) 温室効果ガス

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-34 に示すとおりである。

表 8-34 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①原単位等の把握 ②対策の実施状況 ③地域内のエネルギー資源の状況 ④温室効果ガスを使用する設備機器等の状況 ⑤東京都等の計画等の状況 ⑥法令等による基準等	事業の実施に伴い温室効果ガスの排出量及びその削減の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-35 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-35 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①原単位等の把握	設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省)</li> <li>「総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」(東京都)</li> <li>「建築物エネルギー消費量調査報告」(日本ビルエネルギー総合管理技術協会)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係者等へのヒヤリング</li> </ul>	
③地域内のエネルギー資源の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」(東京都)</li> </ul>	
④温室効果ガスを使用する設備機器等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> </ul>	
⑤東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー基本計画」(閣議決定)</li> <li>「東京都建築物環境配慮指針」(東京都)</li> <li>「東京都建築物環境計画書制度」(東京都)</li> <li>「東京都地球温暖化対策指針」(東京都)</li> <li>「東京都気候変動対策方針」(東京都)</li> <li>「総量削減義務と排出量取引制度」(東京都)</li> <li>「地球温暖化対策報告書制度」(東京都)</li> <li>「省エネ・再エネ東京仕様」(東京都)</li> <li>「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」(東京都)</li> </ul>	
⑥法令等による基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)</li> <li>「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成 13 年法律第 64 号)</li> <li>「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 215 号)</li> </ul>	

(14) エネルギー

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-36 に示すとおりである。

表 8-36 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①エネルギー使用原単位等の把握 ②対策の実施状況 ③地域内のエネルギー資源の状況 ④東京都等の計画等の状況 ⑤エネルギー消費に関する法令等の基準等	事業の実施に伴いエネルギーの使用量及びその削減の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-37 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-37 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①エネルギー使用原単位等の把握	設定しない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>「建築物エネルギー消費量調査報告書」 (日本ビルエネルギー総合管理技術協会)</li> <li>関係者等へのヒヤリング</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②対策の実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画</li> <li>関係者等へのヒヤリング</li> </ul>	
③地域内のエネルギー資源の状況		「地域におけるエネルギーの有効利用に関する制度」(東京都)	
④東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「エネルギー基本計画」(東京都)</li> <li>「東京都長期ビジョン」(東京都)</li> <li>「東京都の省エネルギー目標」(東京都)</li> <li>「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」(東京都)</li> <li>「省エネ・再エネ東京仕様」(東京都)</li> </ul>	
⑤エネルギー消費に関する法令等の基準等		「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (昭和 54 年法律第 49 号)	

(15) 安全

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-38 に示すとおりである。

表 8-38 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①危険物施設等の状況 ②気象の状況 ③地形・地質の状況 ④土地利用の状況 ⑤監視体制の状況 ⑥災害、事故等の発生状況 ⑦バリアフリー化の状況 ⑧電力の供給等の状況 ⑨法令等の基準等 ⑩東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い危険物施設等からの安全性の確保、移動の安全のためのバリアフリー化及び電力供給の安定度の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-39(既存資料調査)及び表 8-40(現地調査)に示すとおりである。

表 8-39(1) 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①危険物施設等の状況	計画地及びその周辺地域	・「東京都地域防災計画」(東京都)	最新の資料を参考とする。
②気象の状況		・「気象庁年報」(気象業務支援センター) ・「アメダス年報」(気象業務支援センター)	
③地形・地質の状況		・「地形図」(国土地理院) ・「土地条件図」(国土地理院)	
④土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「東京の土地利用」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
⑤監視体制の状況		・「東京都地域防災計画」(東京都)	
⑥災害、事故等の発生状況		・「危険物に係る事故の概要」(消防庁) ・「電気事業60年の統計」(電気事業連合会) ・「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(東京電力(株))	
⑦バリアフリー化の状況		・事業計画 ・「Accessibility Map」 (London Legacy Development Corporation) ・関係機関等へのヒヤリング	
⑧電力の供給等の状況		・事業計画 ・「電力需給検証小委員会報告書について」 (資源エネルギー庁) ・関係機関等へのヒヤリング	

表 8-39(2) 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
⑨法令等の基準等	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号)</li> <li>・「高圧ガス保安法」(昭和 26 年法律第 204 号)</li> <li>・「火薬類取締法」(昭和 25 年法律第 149 号)</li> <li>・「毒物及び劇物取締法」 (昭和 25 年法律第 303 号)</li> <li>・「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和 32 年法律第 167 号)</li> <li>・「災害対策基本法」(昭和 36 年法律第 223 号)</li> <li>・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号)</li> <li>・「火災予防条例」(昭和 37 年東京都条例第 65 号)</li> <li>・「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」 (平成 15 年東京都条例第 155 号)</li> <li>・「東京都福祉のまちづくり条例」 (平成 7 年東京都条例第 33 号)・</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
⑩東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都長期ビジョン」(東京都)</li> <li>・「東京都地域防災計画」(東京都)</li> <li>・「東京都福祉のまちづくり推進計画」(東京都)</li> <li>・「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」(東京都)</li> <li>・「都立建築物のユニバーサルデザイン導入ガイドライン」(東京都)</li> <li>・「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン(ハード編) 暫定基準」(東京 2020 組織委員会)</li> </ul>	

表 8-40 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
⑦バリアフリー化の状況	計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路の概況を考慮し、計画地及びその周辺とする。(図 8-8 (p. 125) 参照)	バリアフリー化の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。

(16) 消防・防災

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-41 に示すとおりである。

表 8-41 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①防火設備等の状況 ②耐震設備等の状況 ③気象の状況 ④地形・地質の状況 ⑤水象の状況 ⑥土地利用の状況 ⑦監視体制の状況 ⑧災害等の発生状況 ⑨法令等の基準等 ⑩東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い耐震性、津波対策及び防火性の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-42 (既存資料調査) に示すとおりである。

表 8-42 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①防火設備等の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②耐震設備等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
③気象の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「気象庁年報」(気象業務支援センター)</li> <li>・「アメダス年報」(気象業務支援センター)</li> </ul>	
④地形・地質の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地条件図」(国土地理院)</li> </ul>	
⑤水象の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形図」(国土地理院)</li> <li>・「土地条件図」(国土地理院)</li> <li>・「洪水ハザードマップ(全国版)」(世田谷区)</li> </ul>	
⑥土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
⑦監視体制の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画</li> <li>・関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	
⑧災害等の発生状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都地域防災計画」(東京都)</li> </ul>	
⑨法令等の基準等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)</li> <li>・「建築基準法施行令」(昭和 25 年政令第 338 号)</li> <li>・「消防法」(昭和 23 年法律第 186 号)</li> <li>・「消防法施行令」(昭和 36 年政令 37 号)</li> <li>・「東京都震災対策条例」(平成 12 年東京都条例第 202 号)</li> <li>・「東京都建築安全条例」(昭和 46 年東京都条例第 121 号)</li> <li>・「東京都火災予防条例」(昭和 23 年東京都条例第 105 号)</li> </ul>	
⑩東京都等の計画等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都地域防災計画」(東京都)</li> <li>・「東京都用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(東京都)</li> </ul>	

(17) 交通渋滞

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-43 に示すとおりである。

表 8-43 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①交通量等の状況 ②道路等の譲許 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	事業の実施に伴い交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-44(既存資料調査)及び表 8-45(現地調査)に示すとおりである。

表 8-44 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①交通量等の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路交通センサス 一般交通量調査結果」(東京都)</li> <li>「首都圏渋滞ボトルネック対策協議会資料」(国土交通省関東地方整備局)</li> <li>「都内の交通渋滞統計(一般道路、首都高速道路)」(警視庁)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②道路等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路地図」</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
③土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
④規制等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>「道路地図」</li> <li>関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	

表 8-45 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
①交通量等の状況 ・時間帯別、車種別、方向別交通量	周辺道路沿道とする。(図 8-1(p. 107)参照)	平均的な交通状況を示すと考えられる適切な時期の平日・休日とし、24 時間調査を実施する。	数取器(ハンドカウンター)を用いた方法とする。

(18) 公共交通へのアクセシビリティ

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-46 に示すとおりである。

表 8-46 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②アクセス経路の状況 ③土地利用の状況 ④規制等の状況	事業の実施に伴い会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-47(既存資料調査)及び表 8-48(現地調査)に示すとおりである。

表 8-47 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①公共交通機関の状況	計画地及びその周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都鉄道路線図」(東京都)</li> <li>・「みんくるガイド」(東京都交通局)</li> </ul>	最新の資料を参考とする。
②アクセス経路の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路地図」</li> </ul>	
③土地利用の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都土地利用現況図」(東京都)</li> <li>・「東京の土地利用」(東京都)</li> <li>・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)</li> </ul>	
④規制等の状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路地図」</li> <li>・関係機関等へのヒヤリング</li> </ul>	

表 8-48 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
②アクセス経路の状況	計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路の概況を考慮し、計画地及びその周辺とする。(図 8-8 (p. 125) 参照)	アクセス経路の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。

(19) 交通安全

1) 調査事項

調査事項及びその選択理由は、表 8-49 に示すとおりである。

表 8-49 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴い交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

2) 調査方法

調査方法は、表 8-50(既存資料調査)及び表 8-51(現地調査)に示すとおりである。

表 8-50 調査方法(既存資料調査)

調査事項	調査範囲等	使用する主な資料	備考
①公共交通機関の状況	計画地及びその周辺地域	・「東京都鉄道路線図」(東京都) ・「みんくるガイド」(東京都交通局)	最新の資料を参考とする。
②交通量等の状況		・「道路交通センサス 一般交通量調査結果」(東京都)	
③道路及び交通安全施設等の状況		・「道路地図」	
④アクセス経路の状況		・「道路地図」	
⑤土地利用の状況		・「東京都土地利用現況図」(東京都) ・「東京の土地利用」(東京都) ・「世田谷区都市計画図」(世田谷区)	
⑥規制等の状況		・「道路地図」 ・関係機関等へのヒヤリング	
⑦公共での移動に関する法令等の基準		・「道路交通法」(昭和 35 年法律第 105 号)	

表 8-51 調査方法(現地調査)

調査事項	調査範囲・地点	調査時期・期間	調査(測定)手法
②交通量等の状況	周辺道路沿道とする。(図 8-1 (p.107) 参照)	平均的な交通状況を示すと考えられる適切な時期の平日・休日とし、24 時間調査を実施する。	数取計(ハンドカウンター)で車種別自動車台数をカウントし、1 時間毎に記録する。
③道路及び交通安全施設等の状況	計画地周辺の鉄道駅から計画地への主要なアクセス経路の概況を考慮し、計画地及びその周辺とする。(図 8-8 (p.125) 参照)	バリアフリー化の状況を適切に把握できる時期とする。	現地踏査及び写真撮影による。
④アクセス経路の状況		アクセス経路の状況を適切に把握できる時期とする。	